

「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワーク設置要綱

（名称）

第1条 本会は、「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワーク（以下「推進ネットワーク」という。）と称する。

（目的）

第2条 持続可能な地域づくりを進めるにあたっては、国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取組みが、幅広い分野や地域で展開されることが重要である。このため、県内の企業や団体、NPO、個人など多様な主体が連携し、SDGsを原動力とした地方創生の実現を目指す組織として、推進ネットワークを設置する。

（活動内容）

第3条 推進ネットワークは、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 情報発信・情報共有
- (2) 普及啓発
- (3) 情報・意見交換の場づくり
- (4) 会員間の連携やマッチングの支援
- (5) その他、目的の達成に必要な事業

（組織）

第4条 推進ネットワークの事務局は、岐阜県総合企画部SDGs推進課に置く。

（会員）

第5条 推進ネットワークは、第2条の目的に賛同し、県内でSDGsを推進する者又はSDGsに関心を有する者で構成する。

- 2 推進ネットワークへの入会を希望する者は、その旨を事務局が指定する書面等を提出することで、会員となる。
- 3 会員は、前項の申込事項に変更がある場合はすみやかに事務局に申し出るものとする。
- 4 会員は、書面等により事務局に届け出ることで退会することができる。
- 5 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員を除名することができる。

きる。

- (1) 本要綱に違反し又は本会の信用を著しく害したとき
- (2) 会員が解散又は営業を停止したとき
- (3) 第8条（暴力団員等の排除）に違反したことが判明したとき
- (4) その他推進ネットワークの運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

（運営）

第6条 会費は無料とする。

（情報の利用制限）

第7条 会員は、事務局が承認した場合を除き、ネットワークの活動を通じて入手したいかなる情報も複製、販売、出版その他私的利用の範囲を超えて使用をすることができないものとする。

（暴力団員等の排除）

第8条 会員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進ネットワークの運営に関し必要な事項は事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。